

えひめの農林水産物「ちょこっと体験！まるごと収穫！」オーナー制度登録要綱

（目的）

第1条 この要綱は、えひめの農林水産物「ちょこっと体験！まるごと収穫！」オーナー制度（以下「ちょこまるオーナー制度」という。）の登録に関し必要な事項を定め、県が一定の基準を満たす登録事業者を県のホームページで県内外に広くPRするなどにより、県内オーナー制度の信用性の向上に資するとともに、その普及・拡大を進め、農林漁業者の所得の安定化と農山漁村の交流人口拡大を図る。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 農林水産物 生鮮食品品質表示基準（平成12年3月31日農林水産省告示第514号）第2条に定める生鮮食品、乾しいたけ、茶、花き、真珠及びその他知事が特に認めるもの並びにそれらを主な原材料に使用し製造・加工したもの（どぶろく・ワイン等を含む）をいう。
- (2) オーナー制度 消費者が生産者等に収穫等の前に申し込みを行い、農林水産物を受け取る仕組みで、収穫作業等の体験や生産状況のWEB等での発信など生産過程を消費者が楽しむことも可能となっている取組をいう。
- (3) オーナー制度事業者 オーナー制度に取り組む生産者等の事業者。

（登録基準）

第3条 ちょこまるオーナー制度の登録基準は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 農林水産物は愛媛県内で栽培・飼養・収穫・水揚げ等されたもの及びそれらを主な原材料に使用し原則として県内で製造・加工したもの（どぶろく・ワイン等を含む）であること。
- (2) 消費者がオーナー制度事業者に収穫等の前に申し込みを行い、農林水産物を受け取る仕組みで、収穫作業等の体験や生産状況のWEB等での発信など生産過程を消費者が楽しむことも可能となっているものであること。
- (3) 農林水産物の栽培・飼養・加工等の方法が適切なものであること。
- (4) 代金が妥当なものであること。
- (5) オーナー制度を確実に実施できること。

（登録の申請）

第4条 オーナー制度事業者は、自らが実施する事業について、ちょこまるオーナー制度の登録を受けようとするときは、オーナー制度登録申請書（様式第1号）に、その他必要な書類を添付して、農産物にあっては、地方局（支局）地域農業育成室、畜産物にあっては、家畜保健衛生所、林産物にあっては、地方局（支局）森林林業課、水産物にあっては地方局（支局・愛南）水産課（以下「地方局担当課（室）」という。）を通じて、知事に提出しなければならない。

2 地方局担当課（室）長は、第1項の規定によるオーナー制度登録申請書等の提出があったときは、その内容について現地確認及び市町又は農林水産関係団体（農業協同組合、森林組合、漁業協同組合等）担当部署への意見等の聞き取りにより作成した事業者の登録基準に関する確認書（様式第2号）を添付の上、知事に進達するものとする。

（登録）

第5条 知事は、オーナー制度登録申請書の進達があったときは、第3条の登録基準に基づき、適当と認めたときは、当該申請に係る登録を行うものとする。

（登録の有効期間）

第6条 前条第2項の登録の有効期間は、当該登録の日から起算して3年間とする。

（登録通知等）

第7条 知事は、第5条の登録をしたときは、当該登録の申請を行った事業者（以下「登録事業者」という。）に対し、オーナー制度登録通知書（様式第3号）により通知する。

2 知事は、第5条において、登録が適当でないと認めたときは、その理由を付してその旨を当該登録の申請を行った事業者に、通知するものとする。

3 知事は、第5条の登録をしたときは、ホームページ等においてその旨を公表するものとする。

（変更の申請）

第8条 登録事業者は、第4条第1項に規定する申請書等の記載事項を変更しようとするときは、あらかじめオーナー制度登録変更申請書（様式第4号）に必要な書類を添付して、地方局担当課（室）を通じて知事に提出しなければならない。

2 前項の規定は、別表「変更に係る取扱い一覧」に掲げる重要な変更に応用し、軽微な変更及びその他については適用しない。

3 第4条第2項、第5条及び第7条の規定は、第1項の変更の申請について準用する。

（変更の届出）

第9条 登録事業者は、別表「変更に係る取扱い一覧」に掲げる軽微な変更があったときは、遅滞なく、オーナー制度登録変更届出書（様式第5号）に必要な書類を添付して、地方局担当課（室）を通じて知事に届け出なければならない。

2 第7条第3項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

（登録の更新）

第10条 登録事業者は、登録の更新を受けようとするときは、当該登録の有効期間が満了する日の30日前までに、オーナー制度登録更新申請書（様式第6号）に、その他必要な書類を添付して、地方局担当課（室）を通じて知事に提出しなければならない。

2 第4条第2項、第5条及び第7条の規定は、前項の登録の更新の申請について準用する。

（関係書類の備付及び保存）

第11条 登録事業者は、申請書又は申請書の写し及び添付書類の写し等ちよこまるオーナー制度に関する書類を備え、これを当該登録を受けた日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

（報告の徴収等）

第12条 登録事業者は、毎事業年度終了後2ヵ月以内に、ちよこまるオーナー制度の年間実績等を取りまとめ、オーナー制度事業実績等報告書（様式第7号）に、その他必要な書類を添付して、地方局担当課（室）を通じて知事に報告しなければならない。

2 知事は、この要綱の適正な運営を図るため必要があると認めるときは、登録事業者に、

その業務の状況に関し必要な報告を求め、又は地方局担当課（室）の職員に、登録事業者の生産現場、事業所、事務所、倉庫等に立ち入り、その業務の状況に関し必要な調査若しくは質問をさせることができる。

（改善指導）

第13条 知事は、前条第2項の調査の結果、特に改善を要すると認められる事項があるときは、当該登録事業者に対し、期限を定めて必要な措置をとるべき旨の指導をすることができる。この場合において、知事は、必要があると認めるときは、当該登録事業者に指導に係る改善の結果について報告を求めるものとする。

（登録の取消し）

第14条 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該事業に関する登録を取り消すことができる。

- (1) 当該事業が第3条に掲げる登録基準を満たさなくなったと認めるとき。
 - (2) 登録事業者が偽りその他不正の手段により第5条の登録（第8条第3項の変更の登録及び第10条第2項の登録の有効期間の更新を含む。）を受けたとき。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、この要綱の規定に違反したとき。
 - (4) その他この要綱の運用に重大な支障を来す行為又はちょこまるオーナー制度の信用を著しく損なう行為があったとき。
- 2 知事は、第1項の規定により登録を取り消したときは、その理由を付してその旨を通知するものとする。
- 3 第7条第3項の規定は、第1項の登録の取消しについて準用する。
- 4 登録事業者は、第1項の規定により登録が取り消されたときは、その取消しの日から3年を経過するまで、第4条の登録申請を行うことができない。

（苦情の処理等）

第15条 登録事業者は、ちょこまるオーナー制度の信頼を損なうおそれのある事故又は苦情等（以下「事故等」という。）が発生したときは、当該事故等の迅速な解決を図るため、直ちに必要な措置を講じ、解決した後遅滞なく、事故等の内容及び解決のために講じた措置を記載したオーナー制度事故等報告書（様式第8号）に必要な書類を添えて、地方局担当課（室）を通じて知事に提出するものとする。

（責務）

第16条 知事は、ちょこまるオーナー制度について県内外に広くPRし、県内オーナー制度の普及・拡大を進めるとともに、この要綱が適切に運営されるよう総合的な調整を行わなければならない。

- 2 登録事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
- (1) ちょこまるオーナー制度について、自ら申請した内容に適合するように、安全・安心の確保や品質等の管理を徹底するとともに、この要綱に定められた事項を遵守すること。
 - (2) 消費者等に対するちょこまるオーナー制度の積極的な情報の発信に努めること。
 - (3) 知事が実施するちょこまるオーナー制度に関する事業に積極的に協力すること。

（損害に対する責任）

第17条 知事は、本事業が第1条の目的のもとに行われることに鑑み、登録事業者が行う事業活動により生じた損害等に対する責任は、その原因の如何を問わずこれを負わない。

(補則)

第18条 この要綱に定めるもののほか、ちょこまるオーナー制度の登録に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この要綱は、平成29年1月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年1月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年10月28日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年3月16日から施行する。

別表 変更に係る取扱い一覧

項 目	内 容
重要な変更 ※変更の申請 (第8条関係)	様式第1号－1の次に掲げる事項の記載内容の変更 ・「2. オーナー制度の概要」のうち次に掲げる事項 (品種・品目名、料金、提供商品(最低保証量)、収穫作業等の体験、生産状況等のWEBなどでの発信) ・「3. 確認事項」
軽微な変更 ※変更の届出 (第9条関係)	様式第1号－1のうち次に掲げる事項の記載内容の変更 ・「1. 事業者の概要」 ・「2. オーナー制度の概要」のうち次に掲げる事項 (名称、特徴、スケジュール、募集期間、オーナー期間、オーナー募集定員、アピールポイント、その他オーナー特典等)